

Q1 医療法人制度改革で新しく制度化された社会医療法人とはどのような法人ですか。社会医療法人になるメリットとしてどのようなことが考えられますか。

A

ポイント

- (1) 社会医療法人は、第5次医療法改正で創設された一定の公的要件を備えた公益性の高い医療法人で、特定・特別医療法人を統合した形が想定されているといえます。
- (2) 社会医療法人制度創設の趣旨は、救急医療等確保事業を行うことを義務づける一方で、収益事業を行うことや社会医療法人債の発行を認めて医業経営の安定化を促し、地域において必要とされる医療を安定的に提供しようとするもので、自治体病院の受け皿になりうるものです。
- (3) 社会医療法人制度の施行期日は平成19年4月1日ですが、注目の税制の対応については、法制度の内容を見極め、公益法人制度改革も踏まえ検討される模様です。

1. 社会医療法人制度

(1) 社会医療法人とは

社会医療法人制度は、第5次医療法改正法案が6月14日成立したことにより創設され、平成19年4月施行されます。社会医療法人は、医療法第42条の2に掲げる次の要件に該当するものとして都道府県知事の認定を受けた医療法人をいいますが、認定に当たっては、厚生労働省が告示する一定の客観的基準に基づき、各都道府県の医療審議会での審議を経て行われます。

1. 役員、社員、評議員については、親族等が3分の1を超えないこと。
2. 救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療等）の業務を実施していること。
3. 病院、診療所の構造設備、業務を行う体制・実績が基準に適合していること。
4. 公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
5. 定款又は寄附行為において、解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨定めていること。

社会医療法人は、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める「収益業務」を行うことができます。

ここで、社会医療法人移行の最も高いハードルは、救急医療等確保事業の実施を要件としていることといえましょう。

(2) 特別医療法人に5年間の経過措置

特別医療法人についての規定は改正医療法から削除されていますが、社会医療法人制度が施行される平成19年4月から5年間はそのまま存続できる経過措置が設けられました。その間に社会医療法人に移行することが期待されるわけですが、5年間で移行できなかった場合は、特別

医療法人という類型は無くなって、一般の社団医療法人、財団医療法人になってしまうことになります。他方、特定医療法人は租税特別措置法に基づく制度のため、医療法改正後も現行通り存続します。

今後、新たな医療計画の中で社会医療法人が明確に位置づけられることとなりますが、具体的には、これまでの地域の公的病院などが担ってきた公益性の高い医療は救急医療等確保事業として、社会医療法人も担うことになり、多くの社会医療法人が地域に不可欠な医療を担っていくことで、医療提供体制を「官から民へ」シフトさせたい考えのようです。

救急医療等確保事業の具体的な医療内容については、今後、厚生労働大臣がそれぞれの医療内容に伴う構造、運営、実績の基準を政省令で定めることとなります。

(3) 一定規模以上の社会医療法人に財務諸表監査義務づけ

第51条 3 社会医療法人（厚生労働省令で定めるものに限る。）の理事長は、財産目録、貸借対照表、損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出しなければならない。

第51条の2 2 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

1. 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書等）、監事の監査報告書、定款又は寄附行為

2. 51条3項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書

第52条 医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。1. 事業報告書等 2. 監事の監査報告書 3. 51条3項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書

ここで、一定規模以上の社会医療法人に公認会計士又は監査法人の監査を義務づけられていることも、制度普及のハードルになりそうです。

2. 社会医療法人のメリット

社会医療法人移行のメリットとしては、収益業務、公社債の発行等があげられていますが、指定管理者制度による自治体病院の運営受託を受けられることが最も大きなメリットといえそうです。

(1) 社会医療法人債の発行

第54条の2 社会医療法人は、救急医療等確保事業の実施に資するため、社員総会において議決された額又は寄附行為の定めるところにより評議員会において議決された額を限度として、社会医療法人債を発行することができる。

第54条の8 社会医療法人債は、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、社債とみなす。

今回の改正で、新設する社会医療法人が、一般投資家から広く資金を調達することに向けた公募債を発行できる規定が医療法に盛り込まれました。一般企業が発行する社債に当たり、すでに制度化されている医療機関債と違って、証券取引法上の有価証券に位置づけられるものです。

平成16年に医療機関の債券として初めて医療機関債を制度化したものの、それは民法上の消費貸借契約に基づく証拠証券という位置づけで、有価証券ではなく証券取引法の対象にならない

ものであったため、金融関係者からは多額の資金調達には不向きとの指摘がされていました。

取締役会の決議で社債を募集できるなどとしている商法の規定を参考に、債券の募集や債権者集会の開催にかかわる手続きなども盛り込み、一般投資家を対象にした公募をしやすいものにしていきます。一方で、債券の発行で得られる資金は救急医療等確保事業の実施に資することという制約も設けています。

直接金融で、無担保・無保証である債券の発行という手段を持つことにより、資金調達の多様化が図れ、金融機関の資金事情に左右されず、また、金融機関と有利な条件交渉ができるという副次的な効果もあります。

(2) 指定管理者制度による自治体病院の運営

医療法第42条に、医療法人が開設する病院、診療所等に指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所を含むことが明確に規定されました。

指定管理者制度とは、公共施設の管理・運営を地方自治体が指定する民間の指定管理者に代行させる制度で、サービスの向上を実現しつつコストを削減することを目的に制定されたもので、指定管理者の指定は、指定管理者選定委員会で候補者を選定し、議会の議決を経て行われます。

自治体病院を指定管理者制度により再編する場合には通常公募が行われますが、公募の要件として運営主体は国、地方公共団体の他公益性の高い日赤、済生会等の公的医療機関に限定されるケースが多くなっていました。

社会医療法人は公益性の高い医療の実施を要件としており、公的医療機関と同等の位置づけとされていますので、公募で第三者機関から審査される場合に一般の医療法人よりも有利に働くこととなります。

指定管理者制度は公設民営であるため、通常土地・建物等の初期投資はかからず、医師、看護師等の職員を確保することができれば、民間の給与体系を適用することにより利益を生み出す可能性はかなり高くなるものとみられています。

(3) 社会医療法人に対する税制の対応

社会医療法人制度は、平成19年4月施行されますが、それに伴う税制上の優遇措置については、今後、法制度の具体的な内容を見極めた上で、公益法人制度改革も踏まえ、検討されることになる模様で、今後の対応をよく見据えていく必要があります。

今後の検討により、平成19年度の税制改正に社会医療法人の優遇税制が入れば、滑り込みで制度と税制が一致した形でスタートすることになります。

社会医療法人は、非営利性が徹底され、公益性が高く、効率性と透明性も高めた医療法人であり、経営が傾きかけている自治体病院の経営を担うことも想定され、医療提供体制の「官から民へ」の流れの中での中心的なプレーヤーと位置づけられていることから、法人税率は少なくとも特定医療法人と同じ22%との憶測が飛び交っているようです。

税制の優遇は、社会医療法人へ移行するための大きなインセンティブになるものですが、もし平成19年度の税制改正にも盛り込まれなければ、優遇税制の伴わない社会医療法人ができてしまう可能性もあります。特定医療法人制度が存続することから、当面、社会医療法人は現行の特別医療法人と同じような位置づけになるのではないかという声もあります。

Q2 診療所で使用していた医療機器を売却した場合、所得の計算は事業所得とは別にするのでしょうか。

A

ポイント

- (1) 医療機器の譲渡による譲渡所得は、土地建物の譲渡とちがい総合課税の対象となりますので、他の所得と総合して累進税率を適用して税額を計算します。
- (2) 総合課税となる資産の譲渡で譲渡損失が発生した場合、他の所得から控除することができます（損益通算は、まず、譲渡・一時所得グループ内で行い、次いで事業・給与等の経常所得グループの所得から差し引きます）。

1. 事業用の医療機器を譲渡した場合の所得の計算

- ① 土地建物等以外の資産を譲渡した場合の譲渡所得に対する課税は、総合課税すなわち医業の事業所得や給与所得などの他の所得と総合して、一般の累進税率を適用して税額を計算します。
- ② 総合課税の場合の譲渡所得の計算は、まず、その年中の資産の譲渡による収入金額から、その資産の取得費と譲渡費用の合計額(必要経費)を差し引いて譲渡損益を算出し、その譲渡益から譲渡所得の特別控除額50万円(譲渡所得が50万円未満の場合はその譲渡益)を控除します。
この控除後の金額を譲渡所得の金額といいます。なおこの場合、保有期間が5年を超えるもの(長期譲渡所得)と、保有期間が5年以下のもの(短期譲渡所得)とがあるときは、この区分別にそれぞれの譲渡益を算出し、まず短期譲渡所得から特別控除額50万円を控除します。
- ③ 次に、譲渡所得の金額を他の所得と総合して所得税の計算をすることになりますが、長期譲渡所得については、譲渡所得の金額の2分の1を他の所得と総合して総所得金額を計算します。

[総合課税の譲渡所得の計算式]

<p>1. 長期譲渡所得だけの場合</p> <p>収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) = 譲渡益</p> <p>譲渡益 - 特別控除額 = 譲渡所得金額</p> <p>譲渡所得金額 × 1 / 2 = 総合課税される金額</p>	<p>2. 短期譲渡所得だけの場合</p> <p>収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) = 譲渡益</p> <p>譲渡益 - 特別控除額 = 譲渡所得金額</p> <p>＝ 総合課税される金額</p>
<p>3. 長期譲渡所得と短期譲渡所得とがあつて、短期譲渡所得の金額が譲渡所得の特別控除額を超える場合</p> <p>(短期譲渡益 - 特別控除額) + 長期譲渡益 × 1 / 2 = 総合課税される金額</p>	

2. 譲渡所得計算事例

診療所で使用していた医療機器(3年前に取得、譲渡した時の帳簿価額は320万円)を450万円で譲渡しました。この場合、総合課税される譲渡所得の金額の計算は次のようになります。

(収入金額) (取得費)

① **譲渡益** 450万円 - 320万円 = 130万円

(譲渡益) (特別控除額)

② **譲渡所得金額(総合課税される金額)** 130万円 - 50万円 = 80万円

よって、80万円を医業の事業所得や給与所得と総合して総所得金額を計算し、累進税率により課税されることになります。